

平成 27 年 9 月議会

議案補足資料

番号制度対応経費の補正について	・・・	1
番号制度の概要（市民局・区市民課関係）	・・・	2
福岡市NPO・ボランティア交流センターの概要	・・・	3

市 民 局

番号制度対応経費の補正について

1 補正予算の概要 補正額 614,738 千円（国庫補助 538,278 千円）

マイナンバー制度の基礎となる「通知カード」の送付及び平成 28 年 1 月から交付を開始する「個人番号カード」交付事務に係る体制強化並びに「通知カード」・「個人番号カード」関係事務に係る地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への委任交付金等の経費にかかる予算を増額補正するもの。

2 補正予算の内容

(1) 「通知カード」不着返戻対応経費（委託料等） 58,132 千円

平成 27 年 10 月から 11 月にかけて、各世帯に簡易書留で郵送する「通知カード」が不着となった場合、各区役所に返戻されることから、未受領者に対し、受領を勧奨するハガキを送付するとともに、「通知カード」の再送を行うため、その対応について業務委託等を行うもの。

(2) 「通知カード」・「個人番号カード」追記欄記載体制強化（借損料等） 14,390 千円

「通知カード」・「個人番号カード」については、転入等により住所等の記載事項が変更になった場合は、窓口で追記欄に変更内容を記載する必要があることから、その記載用プリンターの導入等を行うもの。

(3) 「個人番号カード」交付体制強化経費（委託料等） 29,547 千円

平成 28 年 1 月以降、機構から各区市民課に送付されてくる「個人番号カード」の仕分け作業や、本人への交付通知書の送付業務について委託を行うもの。

※全額国庫補助

(4) 機構への「通知カード」・「個人番号カード」関係事務の委任交付金 508,731 千円

「通知カード」・「個人番号カード」の発行等関連業務について、全市区町村が一括して機構に委任するもの。 ※全額国庫補助

(5) 市民課環境整備関係経費 3,938 千円

市民課窓口の案内サイン改修や、カード保管用鍵付きキャビネットの設置など各区市民課における環境整備を行うもの。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤

公平・公正な社会の実現

- 社会保障の給付と税負担の公平化
- 行政側からの積極的なサービスの提供

国民の利便性の向上

- 行政手続の簡素化（添付書類の削減など）
- マイナポータル(情報提供等記録開示システム)の導入

行政の効率化

- 情報の照合や入力などの大幅な削減
- 情報連携による重複した作業の削減

➤ 平成27年10月 国民一人ひとりにマイナンバーを通知

- マイナンバー(個人番号)が記載された「通知カード」を送付

通知カード
(案)



➤ 平成28年1月

社会保障・税・災害対策の行政手続での利用開始

- 法律で定められた事務(年金, 雇用保険, 医療保険, 生活保護や福祉の給付, 税の確定申告など)に限って, マイナンバーの利用を順次開始

個人番号カードの交付開始

- 通知カードに同封された書類での申請により「個人番号カード」を交付
(※住基カードの新規発行は平成27年12月末で終了)

(裏面案)

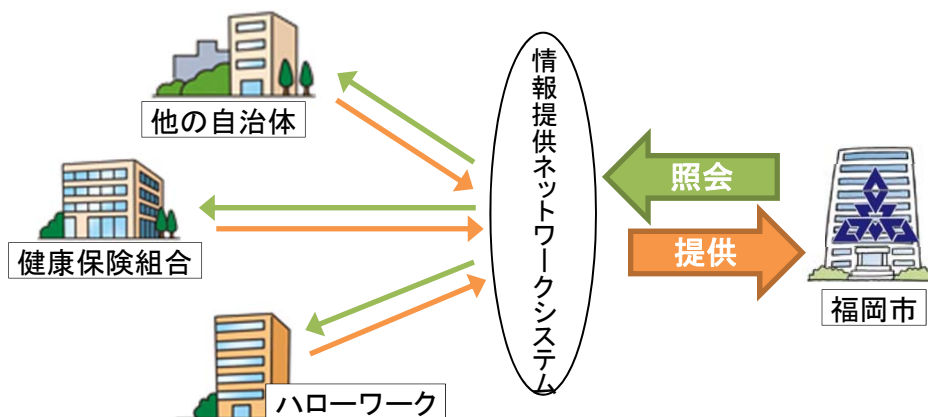
(表面案)



【安心・安全の確保】

- 法律で定められた目的以外での, マイナンバーの利用や他人への提供は禁止
- 特定個人情報の適正な取扱いを確保するため特定個人情報保護評価の実施
- 法律の趣旨にのっとり各地方公共団体において必要な条例を整備
- マイナポータルによる情報提供等記録の開示

➤ 平成29年7月 地方公共団体での情報連携開始



利用範囲拡充へ

(今国会法案成立) 預貯金口座付番, 健診等の医療分野
(検討中) 戸籍事務, 旅券事務, 自動車登録等事務

将来的には利用範囲のさらなる拡大が見込まれる

番号制度の概要（市民局・区市民課関係）

1 国民一人ひとりに個人番号を通知（平成27年10月～）

住民票に記載されている全ての住民に12桁の個人番号を付番し、当該個人番号を通知カードにより通知します。

※ 通知カードは、簡易書留にて送付。（個人番号カード交付申請書を同封）

通知カード

個人番号 1234 ×××× ××××

氏名 福岡花子

住所 福岡市〇〇区〇〇〇 △△丁目
△△番△△号

平成〇年〇月〇日生 性別 女 福岡市〇〇区長
発行 平成27年10月〇日

＜利用場面（平成28年1月～）＞

- 勤務先への個人番号の提示
※パートやアルバイトを含む全ての給与所得者が対象
- 雇用保険や健康保険などの行政手続きでの個人番号の提示
- ・・・等

2 個人番号カードの交付開始（平成28年1月～）

希望する者（交付申請者）に対する個人番号カードの交付を区役所で開始します。



個人番号カードの券面には、「氏名」、「住所」、「生年月日」、「性別」、「個人番号」等が記載され、「本人の写真」が表示され、かつ、これらの事項等がICチップに記録される。

- ※ 個人番号カードの交付を希望する市民は、申請書を郵送で機構に送付
- ※ 申請を受けた機構は、カードを作成し、区役所に送付
- ※ 区役所窓口で申請者に個人番号カードを交付（住民基本台帳カード所有者は返納）
- ※ 交付手数料は、当分の間、無料
- ※ 住民基本台帳カードの新規交付は、個人番号カードの交付開始に伴い廃止

＜当面の利用場面＞

- 本人確認のための利用
- コンビニでの諸証明交付サービスでの利用
- 税の電子申告等での利用

＜国が想定する将来的な利用場面＞

- 個人番号を確認する場面での利用（就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等）
- 市町村、都道府県、行政機関等による付加サービスの利用
- 民間部門を含めた電子申請・取引等における利用

福岡市NPO・ボランティア交流センター

1 施設の概要

	移転後	現 在
所在地	中央区今泉一丁目 (中央児童会館等建替え施設4階)	中央区大名二丁目 (青年センター5階)
入居年月	平成28年4月	平成14年10月
専有面積	約510㎡ (外, 共用部 約180㎡)	380.46㎡ (外, 共用部 130.60㎡)
主な施設内容	ミーティングコーナー ワーキングコーナー セミナールーム 会議室 その他の施設	交流スペース その他の施設

2 施設配置図

